



発行 東京都

目次

- 東京都知事の職務代理順序に関する規則……………（政策企画局総務部管理課）…一
- 東京都副知事の担任事項……………（政策企画局総務部管理課）…一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…三
- 令和二年度狩猟免許試験の実施……………（環境局自然環境部計画課）…四
- 令和二年度狩猟免許更新のための適性試験及び講習の実施……………（同）…六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…七
- 地方卸売市場の認定……………（中央卸売市場事業部業務課）…八
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…九
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………（環境局総務部環境政策課）…一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…一〇
- 令和二年度危険物取扱者保安講習の実施……………（東京消防庁）…二〇

公 告

雑 報

○ 当せん金付証券の発売委託……………（全国自治宝くじ事務協議会）…三

規 則

東京都知事の職務代理順序に関する規則を公布する。

令和二年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

● 東京都規則第百十四号

東京都知事の職務代理順序に関する規則

知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次の順序で副知事とその職務を代理する。

- 第一順位 副知事 多羅尾 光 睦
- 第二順位 副知事 梶 原 洋
- 第三順位 副知事 武 市 敬
- 第四順位 副知事 宮 坂 学

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 東京都知事の職務代理順序に関する規則（令和元年東京都規則第五十五号）は、廃止する。

告 示

● 東京都告示第八百六十七号

東京都副知事の担任事項を次のとおり定めた。

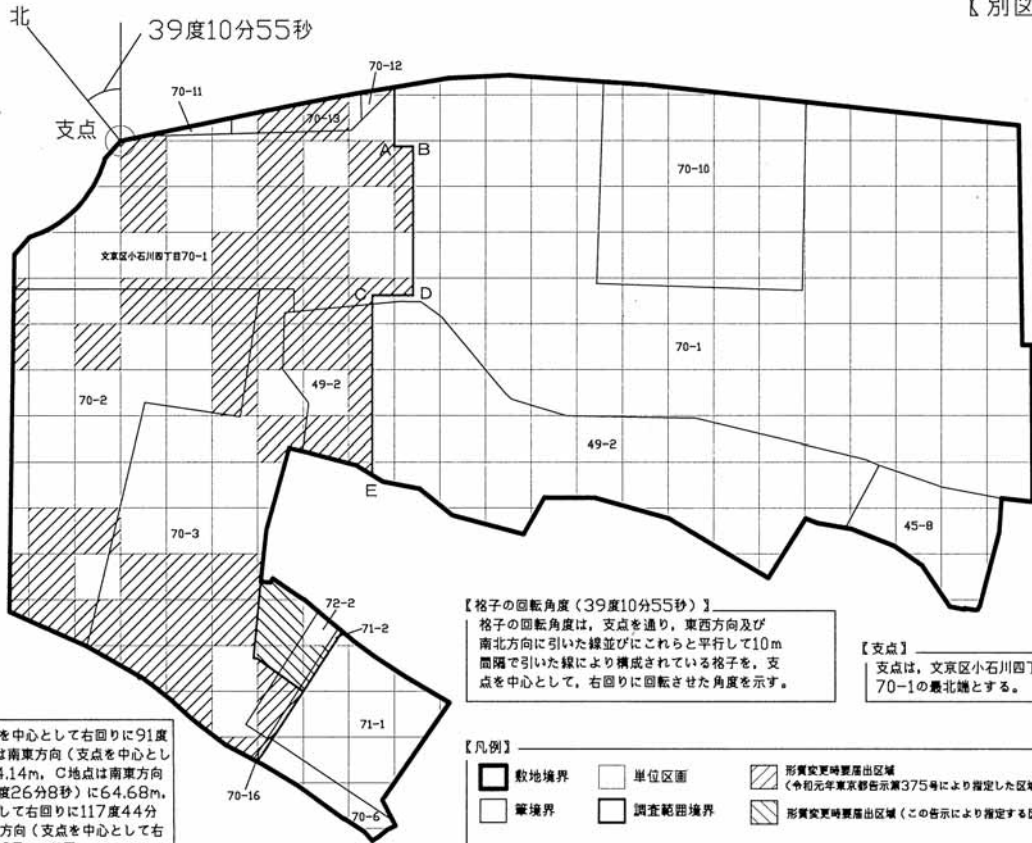
なお、令和元年東京都告示第四百七十六号（東京都副知事の担任事項）は、令和二年六月二十一日をもって廃止した。

令和二年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

副知事	多羅尾 光陸	<p>担任事項</p> <p>一 次の局等に関する事。 総務局、オリンピック・パラリンピック準備局、産業労働局、港湾局、東京消防庁、都民安全推進本部</p> <p>二 次の行政委員会との連絡に関する事。 人事委員会、公安委員会</p>
梶原 洋	<p>一 次の局等に関する事。 政策企画局、生活文化局、福祉保健局、住宅政策本部、病院経営本部</p> <p>二 次の行政委員会等との連絡に関する事。 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会</p>	<p>組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>令和二年六月二十二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 組合の名称 渋谷二丁目17地区市街地再開発組合</p> <p>二 事業施行期間 令和元年八月二十八日から令和七年三月三十一日まで</p> <p>三 施行地区 渋谷区渋谷二丁目地内</p> <p>四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 渋谷区渋谷二丁目十七番三号</p> <p>令和元年八月二十八日</p> <p>五 変更の内容 事業施行期間を令和八年三月三十一日まで延長する。</p> <p>六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 令和二年六月二十二日</p>
武市 敬	<p>一 次の局等に関する事。 財務局、主税局、都市整備局、環境局、建設局、会計管理局、交通局、水道局、下水道局、中央卸売市場</p> <p>二 次の行政委員会との連絡に関する事。 収用委員会</p>	<p>一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区小石川四丁目地内）</p> <p>二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物</p>
宮坂 学	<p>一 次の局等に関する事。 戦略政策情報推進本部</p> <p>二 知事が特命する以下の事項に関する事。 都庁全体のICT戦略の推進、5G施策の推進</p>	<p>●東京都告示第八百六十九号</p> <p>土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>令和二年六月二十二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
宮坂 学	<p>●東京都告示第八百六十八号</p> <p>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき渋谷二丁目17地区市街地再開発</p>	

【別図】



【地点の位置】  
 A地点は支点より南東方向（支点を中心として右回りに91度11分25秒）に60.01m、B地点は南東方向（支点を中心として右回りに91度6分49秒）に64.14m、C地点は南東方向（支点を中心として右回りに121度26分8秒）に64.68m、D地点は南東方向（支点を中心として右回りに117度44分54秒）に72.46m、E地点は南方向（支点を中心として右回りに142度49分52秒）に91.35mの位置とする。

【格子の回転角度（39度10分55秒）】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】  
 支点は、文京区小石川四丁目70-1の最北端とする。

【凡例】

敷地境界	単位区画	形質変更時要退出区域 (令和元年東京都告示第375号により指定した区域)
筆境界	調査範囲境界	形質変更時要退出区域 (この告示により指定する区域)

●東京都告示第八百七十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第二百四十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

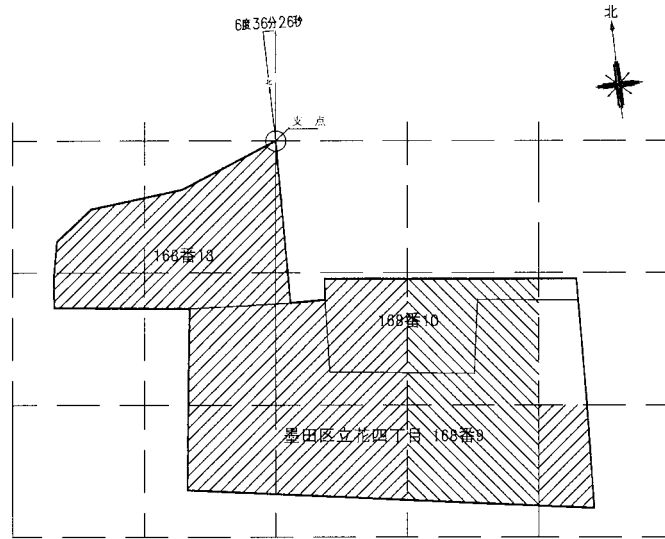
一 指定を解除する区域 別図のとおり（墨田区立花四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域を解除する区域
- ▩ : 形質変更時要届出区域  
(令和元年東京都告示第249号により指定した区域)

【支 点】  
支点は、墨田区立花四丁目168番13の最北端とする。

【格子の回転角度(6度36分26秒)】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百七十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
 (平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。) 第四  
 十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、  
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行  
 規則(平成十四年環境省令第二十八号) 第五十一条第二項  
 の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事前申請手続

(一) 狩猟免許を受けようとする者は、東京電子自治体共  
 同運営サービスにより提供される電子申請サービス  
 (以下「電子申請サービス」という。) 又は往復はが  
 きにより事前申請を行うこと。電子申請サービスによ  
 る事前申請期間は、令和二年六月二十九日午前十時か  
 ら同年七月十七日午後五時までとする。往復はがきに  
 よる事前申請は、令和二年七月十七日の消印まで有効  
 とし、「令和二年度東京都狩猟免許試験の申込」と明  
 記するほか、次に掲げる事項を記載し、東京都環境局  
 自然環境部計画課鳥獣保護管理担当(郵便番号一六三  
 一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁  
 第二本庁舎十九階) に送付すること。

ア 住所

イ 氏名(振り仮名を付すこと。)

ウ 電話番号

エ 生年月日

オ 二に記載する狩猟免許申請手続の希望場所

東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課のうちから一箇所

カ 受験希望日

令和二年九月二十六日、同年十一月七日又は令和三年二月二十七日

第一希望から最大第三希望まで記載すること。

キ 受けようとする狩猟免許の種類

網、わな、第一種、第二種

複数選択可

ク 有効な狩猟免許保有の有無

(二) 事前申請者数が定員(各回百名程度)を超えた場合、抽選により二に記載する狩猟免許申請をすることができざる者を選定し、事前申請を行った者全員に対し、令和二年七月三十一日までに狩猟免許申請の可否を通知する。

なお、狩猟免許申請をできるとする者に対しては、申請日時、申請場所、受験日、その他注意事項等を併せて通知する。

(三) 事前申請の対象者は、東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないものとする。

二 狩猟免許申請手続

(一) 一の事前申請を行い都から狩猟免許申請ができる旨の通知を受けた者は、狩猟免許申請書に所定の事項を記入し、及び署名又は押印し、次に掲げるものを添えて、都が指定した申請日時及び申請場所で申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、

無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

イ 狩猟免許申請手数料として、狩猟免許の種類ごとに

に五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者は、狩猟免許の種類ごとに三千九百円

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受

けている者にあつては当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通、同号の規定による許可を現に受けていない者にあつては法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する、申請前六月以内に作成された医師の診断書一通

エ 申請前六月以内に交付された住民票一通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、不要

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

三 知識試験

(一) 試験の日時及び場所

狩猟免許の種類

実施期日 開始時刻

網猟免許、令和二年 午前十時 足立区勤 足立区綾

わな猟免許 九月二十 労福社会 瀬一丁目

許、第一 六日 館 三十四番  
種銃猟免 七号  
許及び第  
二種銃猟  
免許

同右 同年十一 同右 府中市市 府中市府  
月七日 民会館ル 中町二丁

同右 令和三年 同右 府中市 府中市  
二月二十 同右 同右 目二十四

同右 七日 同右 同右 同右

(二) 試験の内容

知識試験は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。ただし、法第四十九条第一号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識について行う。

(三) 対象者

東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないもの

四 適性試験

(一) 試験の日時及び場所  
三(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において午後零時五十分から行う。

(二) 試験の内容

視力、聴力及び運動能力について行う。

(三) 対象者

知識試験に合格した者

五 技能試験

(一) 試験の日時及び場所

三(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において適性試験終了後に行う。

(二) 試験の内容

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

(三) 対象者

適性試験に合格した者

六 その他

(一) 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、その種類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は、その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までである。

(二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

●東京都告示第八百七十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項に規定する適性試験及び同条第四項に規定する講習(以下「適性試験及び講習」という。)を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。)第五十九条第二項において準用する規則第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 狩猟免許更新申請手続

(一) 狩猟免許更新者は、狩猟免許更新申請書に所定の事項を記入し、及び署名又は押印し、次に掲げるものを添えて、令和二年六月二十九日から同年九月十四日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)に東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ狩猟免許更新申請書等を持参して申し込むこと。

ただし、本人が直接申請しない場合にあつては、次のカに掲げるものの提出は不要とし、二(二)に掲げる適性試験実施日のうち、本人が検査を希望する日の五日前(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)までに東京都環境局自然環境部計画課又は東京都多摩環境事務所自然環境課へ申し込むこと。

ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚  
イ 狩猟免許更新申請手数料として、更新を受けようとする狩猟免許の種類ごとに二千九百円  
ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通、同号の規定による許可を現に受けていない者にあつては法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証

する、申請前六月以内に作成された医師の診断書一通  
エ 現に受けている狩猟免許(狩猟免許を紛失している場合は、狩猟免許等亡失届)  
オ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、認定鳥獣捕獲等事業者が狩猟について必要な適性を有することを確認した者にあつては、規則第五十九条の二第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面

カ 有効期間更新後の狩猟免許交付用封筒(交付先住所及び氏名を記入したもの。送料は申請者の負担とし、原則、配達記録が残るものとする。)  
(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

二 適性試験の日時及び場所  
(一) 本人が申請する場合  
東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課における狩猟免許更新申請時に各窓口で行う。

(二) 本人が直接申請しない場合

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許、 わな猟免許、 許、第一 種銃猟免 許及び第 二種銃猟 免許	令和二年 七月十九 日	午前十時	都議会議 事堂一階 新宿区西 新宿二丁 目八番一 号

<p>同右 同年八月二日 午前十一時 八王子市 芸術文化 会館いち ようほー ル小ほー ル 八王子市 本町二十 四番一号</p>	<p>同右 同日 午前十一時 都議会議 事堂一階 都民ほー ル 新宿区西 新宿二丁 目八番一 号</p>	<p>同右 同日 午前十一時 都議会議 事堂一階 都民ほー ル 新宿区西 新宿二丁 目八番一 号</p>	<p>同右 同日 午前十一時 都議会議 事堂一階 都民ほー ル 新宿区西 新宿二丁 目八番一 号</p>	<p>同右 令和二年九月五日 同右 立川市市 民会館た ましんR ISUR Uほー ル 立川市錦 町三丁目 三番二十 号</p>	<p>三 適性試験の内容</p>	<p>(一) 視力</p>	<p>(二) 聴力</p>	<p>(三) 運動能力</p>	<p>四 講習の実施及び内容</p>	<p>狩猟免許更新申請時に配布する次に掲げる事項に係る資料を基に、狩猟免許更新者が自己学習することをもって講習の実施に代えることとする。</p>	<p>(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣保護管理</p>	<p>(二) 鳥獣の判別</p>	<p>(三) 猟具の取扱い</p>	<p>五 対象者 東京都内に住所を有する者で、当該適性試験及び講習</p>
--	--	--	--	--	------------------	---------------	---------------	-----------------	--------------------	--	---	------------------	-------------------	---

に係る種類の狩猟免許を有し、かつ、当該免許の有効期限が令和二年九月十四日までであるもの  
六 その他

(一) 災害その他やむを得ない事由により、二(二)の会場が変更となる場合は、別途通知する。

(二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

●東京都告示第八百七十三号

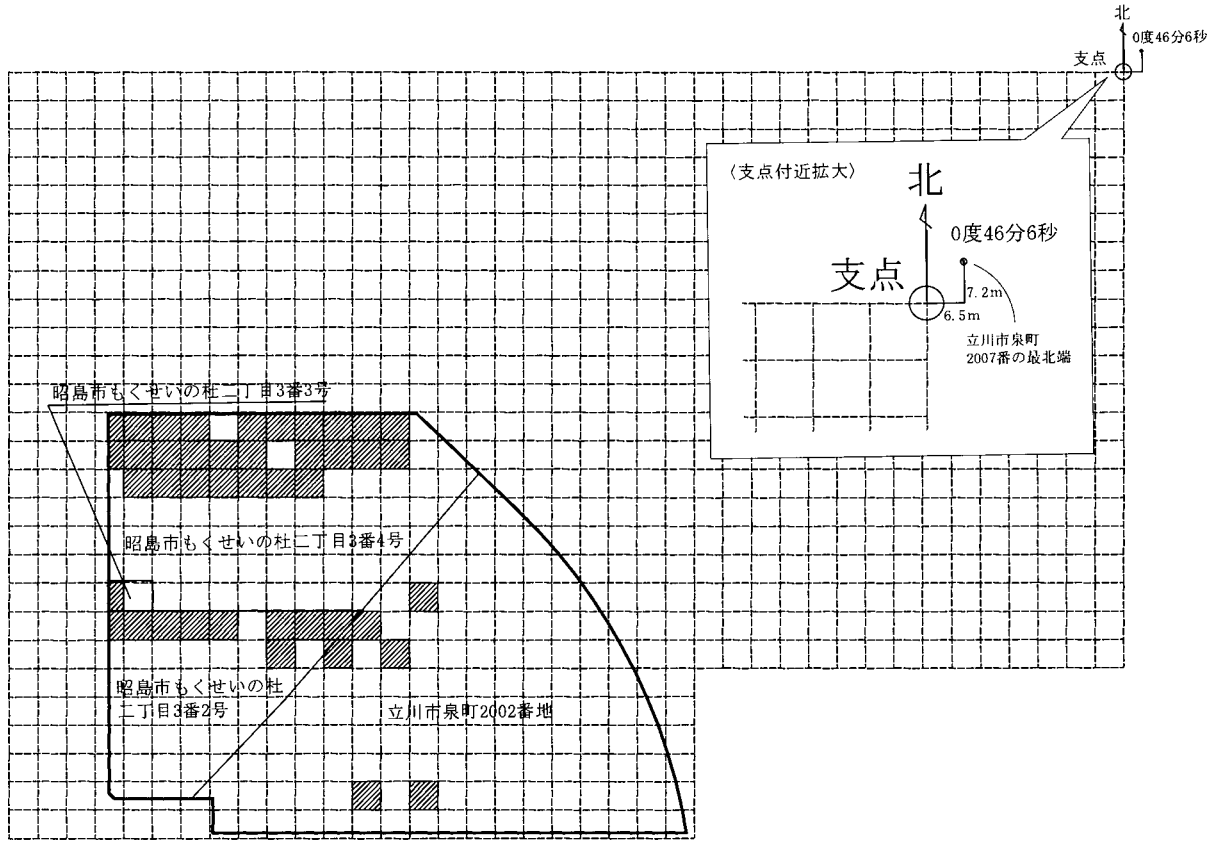
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第五百五十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(立川市泉町地内及び昭島市もくせいの杜二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【凡例】**

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域

**【支点】**  
支点は、立川市泉町2007番の最北端から南に7.2m、西に6.5mの地点とする。

**【格子の回転角度（0度46分6秒）】**  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百七十四号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第三条第四項の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第五項の規定の例により、地方卸売市場の認定をしたので、同条第六項の規定により、次のように告示する。

令和二年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一(一) 開設者の名称及び住所 東京都練馬青果株式会社  
新宿区北新宿四丁目十四番十号
- (二) 地方卸売市場の名称 東京都練馬青果地方卸売市場
- (三) 地方卸売市場の位置及び取扱品目 練馬区高野台二丁目一番十八号  
青果物
- (四) 認定年月日 令和二年六月二十一日
- 二(一) 開設者の名称及び住所 青梅青果株式会社  
青梅市藤橋三丁目七番地の三
- (二) 地方卸売市場の名称 東京都青梅青果地方卸売市場
- (三) 地方卸売市場の位置及び取扱品目 青梅市藤橋三丁目七番地の三  
青果物
- (四) 認定年月日 令和二年六月二十一日
- 三(一) 開設者の名称及び住所 東京八王子青果株式会社  
八王子市北野町五百八十八番地二
- (二) 地方卸売市場の名称 東京都八王子北野地方卸売



七(一)	開設者の名称及び住所	東久留米卸売市場協同組合 東久留米市下里五丁目十二番十二号
(四)	認定年月日	令和二年六月二十一日
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	八王子市北野町五百八十八番地一 水産物
(二)	地方卸売市場の名称	東京都八王子魚市場地方卸売市場
六(一)	開設者の名称及び住所	築地魚市場株式会社 江東区豊洲六丁目六番二号
(四)	認定年月日	令和二年六月二十一日
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	東久留米市下里六丁目四番一号 青果物
(二)	地方卸売市場の名称	東京都東久留米地方卸売市場
五(一)	開設者の名称及び住所	東京多摩青果株式会社 国立市谷保六丁目二番地の一
(四)	認定年月日	令和二年六月二十一日
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	青果物
(二)	地方卸売市場の名称	東京都国立地方卸売市場
四(一)	開設者の名称及び住所	東京多摩青果株式会社 国立市谷保六丁目二番地の一
(四)	認定年月日	令和二年六月二十一日
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	青果物
(二)	地方卸売市場の名称	東京都国立地方卸売市場
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	東久留米市下里五丁目十二番十二号 水産物
(二)	地方卸売市場の名称	東京東久留米水産地方卸売市場
(四)	認定年月日	令和二年六月二十一日
八(一)	開設者の名称及び住所	株式会社大東京綜合卸売センター 府中市矢崎町四丁目一番地
(四)	認定年月日	令和二年六月二十一日
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	府中市矢崎町四丁目一番地 府中大東京綜合地方卸売市場
(二)	地方卸売市場の名称	府中市矢崎町四丁目一番地 水産物
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	日野市大字石田四百三十五番地
(二)	地方卸売市場の名称	東京フロリネット多摩生花地方卸売市場
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	日野市大字石田四百三十五番地 花き
(四)	認定年月日	令和二年六月二十一日
十(一)	開設者の名称及び住所	株式会社八王子生花市場 八王子市東浅川町五百一番地五
(四)	認定年月日	令和二年六月二十一日
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	八王子市東浅川町五百一番地五 地五 花き
(二)	地方卸売市場の名称	八王子生花地方卸売市場
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	八王子市東浅川町五百一番地五 地五 花き
(四)	認定年月日	令和二年六月二十一日
十一(一)	開設者の名称及び住所	株式会社青梅インターフロ

(二)	地方卸売市場の名称	青梅市今井五丁目二千四百四十番地の三十二 青梅インターフロラ地方卸売市場
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	青梅市今井五丁目二千四百四十番地の三十二 花き
(四)	認定年月日	令和二年六月二十一日
十二(一)	開設者の名称及び住所	株式会社第一花き 足立区入谷六丁目三番一号
(二)	地方卸売市場の名称	第一花き立川地方卸売市場
(三)	地方卸売市場の位置及び取扱品目	立川市西砂町五丁目八番地の二 花き
(四)	認定年月日	令和二年六月二十一日

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月二十二日  
 東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉  
 開発区域又は工区に  
 含まれる地域の名称  
 住所及び氏名  
 羽村市富士見平一丁目十二番  
 十五、同番二十九及び同番四  
 十三  
 福生市加美平二丁目十四番  
 一号  
 株式会社山一建設  
 代表取締役 山野井 優

立川市西砂町三丁目十八番一、立川市西砂町二丁目十四番

同番二、同番五及び同番六 地の十一

齋藤 忠夫

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

国立市大字谷保字出井崎千六 小平市鈴木町一丁目四百七十一番一  
十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

青梅市駒木町一丁目七百六十八番一、七百六十九番一、七  
百七十番一、七百七十一番一、一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の  
届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和二年六月二十二日

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
東京都知事 小池 百合子  
国土交通省関東地方整備局  
局長 石原 康弘  
埼玉県さいたま市中央区新都心二番一号  
東京都

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京港埠頭株式会社

代表取締役社長 服部 浩

江東区青海二丁目四番二十四号

対象事業の名称

東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業

三 工事着手の年月日

平成二十四年一月十三日

四 工事完了の年月日

令和二年三月二十三日

五 届出日

令和二年五月二十六日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年六月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名  
光が丘 I M A

二 店舗所在地  
練馬区光が丘五丁目一番一号

三 設置者名  
株式会社新都市ライフホールディングス

四 意見  
練馬区長

ア 聴取者  
意見なし

イ 概要  
意見なし

ウ 収受日  
令和二年六月二日

五 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間  
令和二年六月二十二日から同年七月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名  
京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター

二 店舗所在地  
多摩市関戸一丁目十番地一ほか

三 設置者名  
京王電鉄株式会社

四 意見  
多摩市長

ア 聴取者  
意見なし

イ 概要  
意見なし

ウ 収受日  
令和二年六月四日

五 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間  
令和二年六月二十二日から同年七月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。

<p style="text-align: center;">たてしつ、 けいさつにたいして、 せいせいのあてをさすべし。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">令和2年度危険物取扱者保安講習の実施について</p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。</p> <p>令和2年6月22日</p> <p style="text-align: center;">東京都知事 小 池 百合子</p> <p>1 講習区分及び受講対象者</p> <p>(1) 講習区分</p> <p>ア 第1区分（給油取扱所）</p> <p>イ 第2区分（製造所及び一般取扱所）</p> <p>ウ 第3区分（屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所）</p> <p>エ 第4区分（地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所）</p> <p>オ 第5区分（屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所）</p> <p>(2) 受講対象者</p> <p>危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 実施日時</p> <p>令和2年8月31日（月曜日）、同年10月28日（水曜日）、同年11月9日（月曜日）、令和3年1月12日（火曜日）及び同年3月5日（金曜日）の5日間 各日とも午後1時から午後5時まで</p>		
	<p>(2) 実施場所</p> <p>東京消防庁立川都民防災教育センター 立川市泉町1156番地の1</p> <p>3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>令和2年6月29日（月曜日）から各講習日の7日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）</p> <p>なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。</p> <p>(2) 受付時間</p> <p>午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>4 問合せ先</p> <p>(1) 東京消防庁火災予防コールセンター（電話03-3253-0119）</p> <p>(2) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(3) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）</p> <p>5 その他</p> <p>受講申請書は、各受付場所で配布する。</p>	
	<p><b>雑 報</b></p>	

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和二年六月二十二日

全国都道府県知事の名において  
 全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称  
 発売総額及び枚数  
 第八百五十五回全国自治宝くじ  
 三百三十億円 一億一千万枚  
 （三十億円を一単位（一ユニット）として十一  
 単位（十一ユニット）。ただし、発売状況によ  
 り、原則発売総額の百二十五パーセントを上限  
 としてユニット単位で増額する場合がある。）  
 一枚三百円
- 二 証券金額
- 三 証券金額
- 四 発売期間  
 令和二年九月二十三日から同年十月二十日まで  
 発売額三十億円に対して十四億二千九百九十  
 万
- 五 当せん金の額  
 令和二年九月二十三日から同年十月二十日まで  
 発売額三十億円に対して十四億一千九百九十  
 万
- 六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して二億五百二十七万六千  
 三百九十円
- 八 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して二億二千八百七十七万  
 六千八百二十円
- 九 受託申請期限  
 令和二年七月六日
- 十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。
- 一 名称  
 発売総額及び枚数  
 第八百五十六回全国自治宝くじ  
 百五十億円 五千万枚  
 （三十億円を一単位（一ユニット）として五単  
 位（五ユニット）。ただし、発売状況により、  
 原則発売総額の百二十五パーセントを上限とし  
 てユニット単位で増額する場合がある。）  
 一枚三百円
- 二 証券金額
- 三 証券金額
- 四 発売期間  
 令和二年九月二十三日から同年十月二十日まで  
 発売額三十億円に対して十四億二千万円
- 五 当せん金の額  
 令和二年九月二十三日から同年十月二十日まで  
 発売額三十億円に対して十四億二千万円
- 六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して二億一千七十五万五千

八 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して二億二千九百三十九万  
 一千四百円  
 令和二年七月六日

九 受託申請期限  
 令和二年七月六日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

行 東 京 都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 （郵送料を含む）

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

